

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

○稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

平成29年9月29日

告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の住宅等（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋であつて、当該家屋の延床面積の2分の1以上が居住の用に供するものを含む。以下同じ。）における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、予算の範囲内において稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この告示において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、住宅等に次の各号のいずれにも該当する未使用の蓄電システムに係る設備（以下「補助対象設備」という。）を設置する事業とする。

- (1) 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて電気を活用することができるものであること。
- (2) 住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力10キロワット未満のものに限る。）に接続された蓄電池部において電力を充放電できるものであること。
- (3) 蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等において使用されるものであること。
- (4) 申請年度又はその前年度の補助事業において、補助対象設備として国の委託事業者により登録されているものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ、次の要件を満たす補助対象設備を所有する者とする。

- (1) 市内に住所を有すること（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする場合を含む。）。
- (2) 同一世帯に市税の滞納者がいないこと。
- (3) 自ら居住若しくは居住を予定している市内の住宅等に補助対象設備を設置すること又は住宅等を販売する事業者等により補助対象設備があらかじめ設置された住宅等を自らの居住の用に供するために取得すること。
- (4) 補助事業を実施する者が住宅等の所有者でない場合又は共有者がいる場合は、全ての所有者又は共有者の間で同意が取れていること。

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

(5) 本人又は同一世帯に属する者が過去に市から同様の補助金の交付を受けていないこと。

(6) 本人又は同一世帯に属する者が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取組を行っていること。

(補助対象経費と補助金の額)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等をいう。）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等をいう。）の購入費並びに据付・配管工事等に要する費用とする。

2 前項に規定する補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

3 補助金は、一の住宅等につき1回に限り交付するものとし、その額は7万円を上限とする。ただし、集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては、一戸につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し

(2) 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し

(3) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）

(4) 補助対象設備の設置予定箇所の位置図

(5) 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真

(6) 納税証明書

(7) 住宅等を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類

(8) 申請者又はその世帯員が「いばらきエコチャレンジ」へ登録したことが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認めるもの

(交付等の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

補助金交付の可否を決定するとともに、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、第5条に規定する申請書に記載した事項を変更しようとするときは、速やかに稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認の決定をするとともに、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金変更承認（変更不承認）通知書（様式第4号）により、当該申請書に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象設備の設置を中止しようとするときは、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付申請取下げ書（様式第5号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事を完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月20日のいずれか早い日までに、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- （2）補助対象設備の保証書の写し
- （3）補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- （4）住民票写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する報告書が提出されたときは、必要に応じ現地調査を行うなどその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、当該報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、稲敷市自立・分散型エ

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

エネルギー設備導入促進補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（2）この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、その者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の管理）

第14条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第15条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、この補助金の交付の趣旨に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、市長の承認を得て財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（協力の義務）

第16条 この告示に基づき補助金の交付を受けて補助対象設備を設置した者は、市長から設置効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補則）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第16号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第30号）

この告示は、平成30年8月13日から施行する。

附 則（令和3年告示第70号）

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第57号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第68号）

この告示は、令和4年5月20日から施行する。

附 則（令和8年告示第55号）

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 1 号（第 5 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付申請書

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付を受けたいので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設置場所	
住宅等の所有者氏名	
補助対象設備	
補助金交付申請額	円
工事着工予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
補助対象設備を設置する住宅等の種別 (いずれかに○)	1 既存の住宅等に補助対象設備を設置する。 2 未使用の補助対象設備が設置された住宅等（建売住宅等）を取得する。 3 住宅等の新築に合わせて補助対象設備を設置する。 (2・3の場合、入居予定 年 月)

(裏面に続く)

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

(裏面)

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の交付申請に当たり、私及び私の世帯員に関し、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第3条第2号の規定に関する事項について、貴職が関係機関及び関係各課に調査・照会を行うことに同意します。

申請者住所
稲敷市

申請者氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

世帯員氏名

※同意した場合、下記の添付書類のうち6の提出の必要はありません。

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 2 補助対象設備の経費の内訳が分かる見積書等の写し
- 3 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類の写し（カタログ等）
- 4 補助対象設備の設置予定箇所の位置図
- 5 補助対象設備の設置工事着工前の現況写真
- 6 納税証明書
- 7 住宅等を第三者が所有する場合又は共有者がいる場合は、当該第三者又は共有者から設置の承諾を受けていることが確認できる書類
- 8 申請者又はその世帯員が「いばらきエコチャレンジ」へ登録したことが確認できる書類
- 9 その他市長が必要と認めるもの

(備考)

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第2号（第6条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金 交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲敷市長

年 月 日付けで申請のあった稲敷市自立・分散型エネルギー設備
導入促進補助金の交付については、下記のとおり決定したので、稲敷市自立・分散型エ
ネルギー設備導入促進補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 決定区分

交付 不交付

2 交付決定額

円

3 交付の条件（不交付の理由）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 3 号（第 7 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
変更申請書

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の補助事業の内容を変更したいので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業内容の変更

変更内容	変更前	変更後

2 変更の理由

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 4 号（第 7 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
変更承認（変更不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

稲敷市長

年 月 日付けで申請のあった稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金の変更については、下記のとおり承認（不承認）としたので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

変更内容	変更前	変更後

2 交付の条件（不承認の理由）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第5号（第8条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金 交付申請取下げ書

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった稲敷市
自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記の理由により取り下げた
いので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第8条の規定によ
り届け出ます。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取下げの理由

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 6 号（第 9 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
実績報告書

年 月 日

稲敷市長 様

届出者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた補助対象設備の設置が完了したので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 9 条の規定により下記のとおり報告します。

記

補助金交付決定額	円
工事完了日	年 月 日
私の住民登録について市長が確認することに、 同意します・同意しません	
※同意する場合は、添付書類のうち 4 の提出の必要はありません。	

添付書類

- 1 補助対象設備の設置に係る領収書・内訳書の写し
- 2 補助対象設備の保証書の写し
- 3 補助対象設備の設置状況が確認できる写真
- 4 住民票写し
- 5 その他市長が必要と認める書類

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第7号（第10条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金 交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

稲敷市長

年 月 日付けで実績報告のあった稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記のとおり交付額を確定したので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

交付確定額

円

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
交付請求書

年 月 日

稲敷市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号をもって交付額の確定通知のあった稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金について、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

稲敷市長

年 月 日付け 第 号をもって交付決定した稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、稲敷市自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金交付要綱第 1 2 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取消した補助金の額 円
- 2 取消し後の補助金額 円
- 3 取消しの内容とその理由